

新潟市電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則により住所地市町村長が適当と認めるもの等に関する要領

(目 的)

第1条 この要領は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則（平成15年9月29日総務省令第120号。以下「規則」という。）により市町村長が適当と認める書類及び方法について必要な事項を定めるものとする。

(申請者に対する照会方法)

第2条 規則第5条第1項第2号、第6条第1項第2号、第32条第2項第2号、同条第3項第2号、第33条第2項第2号及び同条第3項第2号に規定する住所地市町村長が適当と認める方法は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便とする。

(利用者等を確認する方法)

第3条 規則第5条第1項第1号、第6条第1項第1号、第32条第2項第1号、同条第3項第1号、第33条第2項第1号及び同条第3項第1号に規定する住所地市町村長が適当と認めるもの及び書類は、戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号。以下「戸籍規則」という。）第11条の2第1号に規定する書類（規則第5条第1項第1号、第32条第2項第1項及び第33条第2項第1項にあっては出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第18条の2第3項に規定する一時庇護許可書、同法第19条の3に規定する在留カード、同法第61条の2の4第2項に規定する仮滞在許可書、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書を除く。）とする。

2 規則第5条第1項第2号、第6条第1項第2号、第32条第2項第2号、同条第3項第2号、第33条第2項第2号及び同条第3項第2号に規定する住所地市町村長が適当と認める書類は、戸籍規則第11条の2第1号、同条第2号イ及び新潟市戸籍法施行規則により市町村長が適当と認める書類等に関する要領（平成20年5月1日施行）第2条第1項に規定する書類とする。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月9日から施行する。